

## 東京都市大学校友会 神奈川・湘南支部会則

### 第1章 総 則

- 第1条 (名 称) 本会は、東京都市大学校友会 かながわ・湘南支部と称する。
- 第2条 (目 的) 本会は、会員相互の親睦を図り、あわせて東京都市大学の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 (事務所) 本会の事務所を神奈川県内に置く。
- 第4条 (事 業) 本会の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 会員相互の親睦行事開催
  - (2) 学生支援活動
  - (3) 講演会・広報活動
  - (4) その他、本会の目的に適合する事業

### 第2章 会 員

- 第5条 (会 員) 本会は、次の会員をもって組織する。
- (1) 正会員  
神奈川県横浜市、川崎市以外に居住する東京都市大学及び武蔵工業大学、東横短期大学及びその前身校の卒業生で本支部の趣旨に賛同する者。
  - (2) 特別会員  
神奈川県横浜市、川崎市以外の勤務先に神奈川県外から通う、東京都市大学及び武蔵工業大学、東横短期大学及びその前身校の卒業生で本支部の趣旨に賛同する者。
- 第6条 (会 費) 必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

### 第3章 役 員

- 第7条 (役 員) 本会に次の役員を置く。
- 支部長：1名、副支部長：若干名、幹事長：1名、会計幹事長：1名  
幹事：若干名、会計監事 若干名、相談役：若干名
- 第8条 (役員を選出) 役員を選出は、次の通り行う。
- (1) 支部長・副支部長・幹事長・会計幹事長・会計監事は、役員会の互選による。
  - (2) 幹事は、支部長の指名による。
  - (3) 相談役は、役員会の議決による。
- 第9条 (役員任期) 選出された役員の任期は、1年とする。ただし、再選は原則として、3回までとする。任期は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。  
2018年は移行期間の暫定として、任期を、2018年12月1日～2020年3月31日とする。
- 第10条 (役員欠員) 役員に欠員を生じた時は、これを補選する。役員を選出は、第8条に準ずる。補選された役員の任期は、前任者の残存期間とする。

- 第11条 (役員の職務) 支部長は、会務を総括し、本会を代表する。
- (1) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故のあった時は、その職務を代行する。
- (2) 幹事長は、会務を分担し、副支部長に事故のあったときはその職務を代行する。  
会計幹事長は、本会の会計会務を統括する。
- (3) 幹事は、本会の総務業務を総括する。
- (4) 会計監事は、本会の会務及び会計を監査する。
- (5) 相談役は、必要に応じて支部長の諮問に答える。

#### 第4章 会議

- 第12条 (会議の種別) 会議は、総会、役員会の2種とする。
- 第13条 (総会) 総会は、会員をもって構成し、原則として毎年1回開催する。  
総会は、支部長が召集し、議長は、支部長がこれにあたる。
- 第14条 (役員会) 役員会は、支部長、副支部長、幹事長、幹事、会計幹事長及び監事をもって組織し、支部長が、これを召集する。議長は、支部長がこれにあたる。
- 第15条 (役員会の成立) 役員会は役員の過半数の出席をもって成立する。
- 第16条 (議決) 総会および役員会の議決は、出席者の過半数をもって成立する。

#### 第5章 会計

- 第17条 (運営費) 本会の運営費は、臨時会費、寄付金、校友会からの年間支援金、その他の収入をもってこれにあてる。
- 第18条 (会計年度) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第19条 (予算・決算) 本会の予算および決算は、会計幹事長が作成し、役員会の承認を得なければならない。
- 第20条 (会計報告) 予算および決算は、総会において報告する。
- 第21条 (監査報告) 予算および決算の監査は、原則として総会において報告する。
- 第22条 (会則の改廃) この会則改廃は、役員会の議決による。
- 第23条 (会則の解釈) この会則の疑義を生じた場合は、役員会の解釈に従う。

#### 付 則

1. この会則は、平成23年8月27日制定・施行する。(支部設立時制定)
2. この会則は、平成30年4月20日開催の役員会の議決により改正し、平成30年4月20日より適用する。  
本会名称変更：武蔵工業会湘南支部→東京都市大学校友会神奈川・湘南支部
3. この会則は、平成30年11月24日開催の役員会の議決により改正し、同日の総会にて報告しました。平成30年12月1日より適用する。  
改正点：役員任期期間の追記

以 上